

近江八幡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

令和元年8月1日

告示第72号

改正 令和2年2月28日告示第29号

令和4年8月22日告示第243号

令和5年4月1日告示第100号

近江八幡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（令和元年近江八幡市告示第72号）の一部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道又は農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない地域において浄化槽を設置する者又は既設浄化槽の改築を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（令4告示243・一部改正）

（用語の定義）

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、し尿及び生活雑排水（工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。）を併せて処理するものをいう。

2 この要綱において「面的整備事業」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

（1） 集落等を単位とした地域において、原則として全戸に浄化槽を設置すること。

（2） 管理組合を設置し、整備計画を策定するとともに、維持管理体制を整備すること。

（3） 事業に係る年限は、3年以内であること。ただし、事業計画について市長と協議し、承認を得た場合は、この限りでない。

3 この要綱において「管理組合」とは、面的整備事業を実施する浄化槽の維持管理

に関する組合であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 適正な維持管理及び確実な料金徴収を実施すること。
- (2) 公共下水道等の整備が完了した場合には、これに接続すること。
- (3) 面的整備事業の実施前に、次に掲げる書類を市長に提出すること。

ア 事業計画書

イ 計画平面図

ウ 管理組合同規約

エ 組合員名簿

(令4告示243・一部改正)

(交付対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項により定めた事業計画に定められた予定処理区域又は農業集落排水施設事業実施採択決定区域以外の地域
- (2) 前号に定めるもののほか、下水道又は農業集落排水施設の整備が7年以上見込まれない地域

(交付対象浄化槽)

第4条 浄化槽の設置及び整備に係る補助金の交付の対象となる浄化槽は、次の各号のいずれにも該当する浄化槽とする。

- (1) 住宅用の浄化槽(店舗等併用住宅を含む。)又は自治会館等の浄化槽
- (2) 法第4条及び近江八幡市浄化槽取扱要綱(平成22年近江八幡市告示第232号)の規定に適合する浄化槽
- (3) BOD除去率が90%以上の機能を有し、かつ、放流水のBODが日間平均20mg/L以下となる機能を有する浄化槽
- (4) 10人槽以下の浄化槽にあつては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に定める基準に適合するものとし

て、全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽

(5) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の浄化槽機能保証制度に基づき保証登録された浄化槽

(6) 処理対象人員が50人槽以下の浄化槽

(7) 補助金の交付決定に係る年度内に整備を完了する浄化槽

(8) 建売住宅に設置する浄化槽にあつては、次のいずれにも該当するもの

ア 当該浄化槽の設置が完了する年度内に、当該浄化槽の設置業者が、補助対象浄化槽確認願書（別記様式第1号）を市長に提出し、補助金の交付の対象であることの確認を受けているもの

イ 当該浄化槽の設置が完了した年度内に、浄化槽管理者が、当該浄化槽が設置された住宅を購入し、居住し、及び当該浄化槽の維持管理を行う者に変更されたもの

2 浄化槽の改築に係る補助金の交付の対象となる浄化槽は、前項第1号、第6号及び第7号に該当し、かつ、近江八幡市浄化槽長寿命化計画に基づく改築を行う浄化槽とする。

（令4告示243・一部改正）

（交付対象者）

第5条 浄化槽の設置及び整備に係る補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法第5条第1項の規定により浄化槽の設置の届出をし、同条第4項ただし書の通知を受けた者又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を申請し、確認済証の交付を受けた者

(2) 法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃を実施する者

(3) 法第7条及び第11条の規定による法定検査を受ける者

(4) 浄化槽の設置後に、浄化槽設置場所（集合住宅に設置されるものを除く。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記載され、居住する者であつて、法人でないもの

(5) 浄化槽を継続的に使用する者

- (6) 市税を滞納していない者
- (7) 自己並びにその家族及び同居人が、次のいずれにも該当していない者
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (8) 建売住宅を購入する者にあつては、当該住宅に居住し、及び当該住宅に設置する浄化槽の維持管理を行うもの。
- (9) 住宅等を借用している者にあつては、賃貸人の承諾が得られるもの
- (10) 現に浄化槽を使用している者にあつては、使用している浄化槽が設置後30年を経過しているもの（災害その他市長がやむを得ないと認める場合を除く。）
- 2 浄化槽の改築に係る補助金の交付の対象となる者は、前項第6号、第7号及び第9号並びに次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃を行っている者
 - (2) 法第11条の規定による法定検査を受けている者
 - (3) 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）と保守点検及び清掃に関する契約書等の名義及び法定検査の書類の名義が同一である者。ただし、交付申請者が浄化槽維持管理組合である場合又は住宅用の浄化槽であつて、当該名義が交付申請者の親族である場合を除く。
- 3 前2項に定めるもののほか、同項に該当する者が所属し、面的整備事業を実施す

る管理組合は、補助金の交付の対象とする。

(令2告示29・令4告示243・一部改正)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項に該当する場合 別表第1に定める額
- (2) 環境省が定める基準に基づき単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽への転換に該当する場合 別表第2に定める額
- (3) 前条第2項に該当する場合 別表第3に定める額
- (4) 前条第3項に該当する場合 別表第4に定める額

(令2告示29・令4告示243・一部改正)

(交付申請)

第7条 浄化槽の設置及び整備に係る交付申請者は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届受理通知書又は浄化槽受理通知書の写し
- (2) 設置場所の位置図(縮尺2,500分の1程度)
- (3) 平面図(道路境界、敷地境界及び放流先までの排水系統が明記されているもの)
- (4) 登録証(合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証するものであって、全国浄化槽推進市町村協議会が発行するもの)の写し
- (5) 登録浄化槽管理票(C票)
- (6) 保証登録証(浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたことを証するものであって、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が発行するもの)
- (7) 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- (8) 浄化槽工事に係る瑕疵担保責任を明確にした誓約書の写し
- (9) 浄化槽設備士免状の写し

(10) 浄化槽工事（汲み取り又は単独転換の場合においては、宅内配管工事及び汲み取り便槽又は単独浄化槽の撤去工事を含む。）の費用が明記されている見積書の写し

(11) 補助金の交付申請時における住民票の写し等（同居予定者全員分）

(12) 市税に未納のない証明

(13) 誓約書兼承諾書（別記様式第3号）

(14) 第5条第1項第8号に該当する者は、次に掲げる書類

ア 浄化槽管理者が、当該者に変更されたことを証する書類

イ 補助対象浄化槽確認願書の写し

(15) 第5条第3項に該当する者は、次に掲げる書類

ア 事業計画書

イ 計画平面図

ウ 管理組合理約

エ 組合員名簿

(16) その他市長が必要と認める書類

2 浄化槽の改築に係る交付申請者は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽の保守点検及び清掃に関する維持管理契約書の写し

(2) 法第11条の規定による法定検査結果書の写し

(3) 市税に未納のない証明

(4) 誓約書兼承諾書

(5) 浄化槽の不具合箇所及び改築の内容が明示された書類

(6) 改築の見積書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

（令2告示29・令4告示243・一部改正）

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは浄化槽設置整備事業補助金交付決定通

知書（別記様式第4号）により、補助金の不交付を決定したときは浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定による交付決定の日までに、浄化槽工事及び宅内配管工事（汲み取り又は単独転換の場合に限る。）に着手してはならない。ただし、浄化槽の改築にかかる補助金の工事において緊急、かつ、やむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

（令2告示29・令4告示243・一部改正）

（変更申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとする場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、浄化槽設置整備事業補助金変更申請書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請を承認したときは、浄化槽設置整備事業補助金変更承認通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、第7条の規定による申請の内容が予定の期限内に完了しない場合又は申請の内容の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（令4告示243・一部改正）

（実績報告）

第10条 浄化槽の設置及び整備に係る交付決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 法第7条第1項に規定する検査の申込書の写し（領収印が押印されたものの。）

（2） 法第11条第1項に規定する検査の申込書の写し（受付印が押印されたものの。）

- (3) 浄化槽保守点検及び浄化槽清掃について締結した契約書の写し
- (4) 浄化槽工事完了報告書
- (5) 浄化槽工事完了検査調書
- (6) 工事写真
- (7) 工事費を支払ったことを証する書類（領収証等）の写し
- (8) 通帳の表紙裏（名義及び口座番号が分かる頁）の写し又は振込口座が確認できるもの
- (9) 浄化槽設置場所における住民票の写し等（同居予定者全員分）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 浄化槽の改築に係る交付決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、浄化槽設置整備事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 改築に係る写真
- (2) 改築費を支払ったことを証する書類（領収書等）の写し
- (3) 通帳の表紙裏（名義及び口座番号が分かる頁）の写し又は振込口座が確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

（令2告示29・令4告示243・一部改正）

（交付確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金交付確定通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（令4告示243・一部改正）

（交付請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付確定の通知を受けた者は、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を受けらるものとする。

(令4告示243・一部改正)

(交付の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金の交付条件に違反したとき。

(令2告示29・一部改正)

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(状況の確認)

第15条 市長は、補助金の交付を適正に執行するため、浄化槽の設置工事及び改築の状況を確認し、又は報告を求めることができる。

(令4告示243・一部改正)

(検査の報告)

第16条 市長は、補助対象浄化槽が適正に維持管理されているかどうかを確認するため、必要に応じて保守点検、清掃及び法定検査に関する報告を求めることができる。

(改善指導)

第17条 市長は、前条の規定による報告により、適正でないと認める浄化槽がある場合は、速やかに改善するように指導することができる。

(令2告示29・一部改正)

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、全部改正前の近江八幡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成22年近江八幡市告示第233号）の規定によりなされた補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則（令和2年告示第29号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年告示第243号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第 1 (第 6 条関係)

人槽区分	1 基当たりの限度額	備考
5 人槽	3 3 2, 0 0 0 円	浄化槽本体工事費に係る実支出額の 40%と、1 基当たりの限度額を比較して、少ない方の額を交付する。
6 ~ 7 人槽	4 1 4, 0 0 0 円	
8 ~ 5 0 人槽	5 4 8, 0 0 0 円	

別表第 2 (第 6 条関係)

(令 4 告示 2 4 3 ・全改)

人槽区分	1 基当たりの限度額	備考	
5 ~ 5 0 人槽	宅内配管工事	3 0 0, 0 0 0 円	別表第 1 に基づき交付する額に加えて円交付するものとし、宅内配管工事費に係る実支出額の 4 0 %と、この表の 1 基当たりの限度額を比較して、少ない方の額を交付する。
	汲み取り便槽の撤去又は単独浄化槽の雨水貯留槽等への再利用	9 0, 0 0 0 円	
	単独浄化槽の撤去工事	1 2 0, 0 0 0 円	

別表第 3 (第 6 条関係)

(令 4 告示 2 4 3 ・追加)

人槽区分	改築箇所	1基当たりの限度額	備考
5～50人槽	ブロワの交換	21,000円	改築に係る実支出額の40%と、この表の1基当たりの限度額を比較して、少ない方の額を交付する。
	水中ポンプの交換	54,000円	
	マンホール（樹脂製）の交換	14,000円	
	マンホール（鉄製）の交換	60,000円	
	躯体・仕切版の補修	61,000円	
	担体（ろ材又は接触材の受け・押さえを含む。）の補充補修	34,000円	

備考 この表に定めのない改築については、別に協議するものとする。

別表第5（第6条関係）

（令2告示29・追加、令4告示243・旧別表第4繰下）

人槽区分	1基当たりの限度額	備考
5～50人槽	450,000円	管理組合に対し、別表第1による補助金交付額を浄化槽本体工事費に係る実支出額から控除した額と別表第2による補助金交付額を宅内配管工事費に係る実支出額から控除した額の合計額とこの表の1基当たりの限度額を比較して、少ない方の額を交付する。

